

総会提出議題

「在学中の会員の会費を優遇する件」

提案理由

昭和42年11月8日気象大学校において開催された日本気象学会の臨時総会の席上、一部学生の会員より学生会員の制度を設け会費を一般の通常会員の会費より安くするよう希望がだされました。その後、理事会では地方支部の意見も集め十分検討した結果、在学中の会員を優遇する事は気象学会の発展を計る事業の一環として、きわ

めて意義のある事と判断されましたので、この趣旨にもとづき、ここに規約の改正を提案します。なお、この制度の適用をうける者は大学生に限ることなく、広く気象学に志ざす在学中の会員を対象としています。その認定は本人が毎年4月30日までに在学証明書を事務局に提出した場合だけに限ります。また会費は一般の通常会員の約3分の2程度です。

第6条第1項をつぎのように変更したい

現 行

第6条 この会員の種別および会費は、次のとおりとする。

1. 通常会員 この法人の目的に賛同し、次の区分により会費を納める者

A会員 会費年額金1,800円を納める者、ただし外国に在住する会員は2,160円

B会員 会費年額3,360円を納める者、ただし外国に在住する会員は3,600円

改 正 案

第6条 この会員の種別および会費は、次のとおりとする。

1. 通常会員 この法人の目的に賛同し、次の区分により会費を納める者

A会員 会費として年額1,800円を納める者、ただし在学中の会員は年額1,320円、外国に在住する会員は年額2,160円とする

B会員 会費として年額3,360円を納める者、ただし在学中の会員は年額2,400円、外国に在住する会員は年額3,600円とする

細 則 の 変 更

第4条 新に入会した通常会員は、半ケ年以上の会費を前納しなければならない。

第4条 新に入会した通常会員は、半ケ年以上の会費を前納しなければならない。また、在学中の会員で定款第6条の会費の割引き（約3割）をうけたいものは、毎年4月30日までに在学証明書を付して理事長に申請しなければならない。

昭和43年度日本気象学会賞・藤原賞の受賞者は次のとおり決定した。

学会賞：積雲対流に関する理論的研究 浅井富雄（京都大学地球物理学教室）

藤原賞：大気拡散に関する研究およびその応用 坂上治郎（お茶の水女子大学理学部）

【日本気象学会会費改訂のお知らせ】

昨秋の臨時総会で承認された会費改訂は近く文部省から認可される見込なので、4月から次のとおり会費を変更いたします。

通常会員： A会員 年額1,800円（外国在住2,160円）、B会員 年額3,360円（外国在住3,600円）

団体会員： A会員 年額1口金2,500円を1口以上、B会員年額1口金5,000円を1口以上納める団体

賛助会員： 会費年額金15,000円以上